

第 2 3 回 農業委員会総会議事録

日 時 令和 4 年 5 月 2 5 日 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 1 0

場 所 役場庁舎 会議室 2

出席委員（承認印）

1 番 島次	2 番 埜田	3 番 李	4 番 八田	5 番 柚原	6 番 西野	7 番 水崎
8 番 小山	9 番 鎌田	10 番 真野	11 番 阿部		13 番 出羽	

欠席委員：真野委員

議案説明のため出席した職員：野原事務局長、山下主事

1 開会

2 議事録署名委員の指名

1 1 番 阿部委員
1 番 島次代理

3 報告事項

- （1）諸般の報告について
- （2）5 月の業務報告について
- （3）6 月の業務予定について

4 議案

第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 3 号 職権による登記地目変更願について

5 協議事項

- （1）その他

6 その他

- （1）次回の総会 6 月 2 7 日（月）午後 1 時 3 0 分から
- （2）その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第２３回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 本日、真野委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 ただ今の出席委員数は、１１名で定足数に達しております。 それでは、これより先は議長の進行でお願いいたします。
議長	日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 １１番 阿部委員 １番 島次代理 この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）の諸般の報告について 事務局からは無いようですが、皆さんから何かありますか。 （「なし」の声） それでは、（２）５月の業務報告 及び （３）６月の業務予定について、事務局から説明願います。
事務局長	議案３ページをお開きください。 （２）５月の業務報告についてです。 ４月の総会時に報告していますが５月２日から３１日で農業委員１名の推薦・募集を行っております。 ５月１１日、農業担い手育成センター総会があり、出羽会長、島次代理、小山委員が出席、引き続き開催された地域担い手育成総合支援協議会総会が開催され、出羽会長、島次代理が出席しております。 ５月３１日、６月１日で全国農業委員会会長大会、要請活動に出羽会長が参加されます。 次に（３）６月の業務予定についてです。 ６月８日から１７日での会期で６月定例議会が開会予定で、出羽会長、野原が出席予定。議会初日の６月８日に農業委員候補者１名の選任同意の議案を提出する予定です。 以上です。
議長	以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。 議案第１号 農地法第４条の規定による許可申請について、 番号１番について、審議をいたします。 この案件は、私、出羽が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席となりますので、議事進行を島次代理に変わります。

	暫時休憩いたします。 (休憩) (出羽会長・退席) (島次代理が進行)
島次代理	それでは会議を再開します。 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、 番号 1 番について事務局から説明願います。
事務局長	【議案第 1 号 番号 1 番について朗読説明】 また、別紙でお配りしている資料 調査書 1 ～ 3 ページに記載のとおり、許可基準は、全て要件を満たしていますし、申請地に替わる代替地もないと思われることから許可相当と判断をしております。 また、本案件の農地転用に係る農振法上の用途変更手続きについては、議案 10 ページ、11 ページのとおり令和 4 年 5 月 11 日付で用途変更が完了し、計画変更の決定がされております。 現地確認は、李委員、水崎委員が行っております。 説明は以上です。
島次代理	ただいま事務局から説明がありました。 現地確認委員の意見を求めます。 3 番 李委員 何か補足などありませんか。
李委員	はい。現地確認しまして、作業用通路等かつかつでということではなかったんですが、長期的にトラクターの取り回しがしやすいようにとか考え抜かれての設定なのかなと思いました。
島次代理	7 番 水崎委員 何か補足などありませんか。
水崎委員	ありません。
島次代理	それでは番号 1 番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
島次代理	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
島次代理	それでは、番号 1 番は原案どおり可決決定されました。

	以上で議案審議を終わります。 この後、議事進行を再び、出羽会長へ変わります。 暫時休憩いたします。 (出羽会長、着席)
議長	会議を再開します。 番号２番について事務局から説明願います。
事務局	【議案第１号 番号２番について朗読説明】 また、別紙でお配りしている資料 調査書４～６ページに記載のとおり、許可基準は、全て要件を満たしていますし、申請地に替わる代替地もないと思われることから許可相当と判断をしております。 また、本案件の農地転用に係る農振法上の用地変更手続きについては、議案１７ページ、１８ページのとおり令和４年５月１１日付で用途変更が完了し、計画変更の決定がされております。 現地確認は、西野委員、真野委員が行っております。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 現地確認委員の意見を求めます。
	６番 西野委員 何か補足などありませんか。
西野委員	はい、補足させていただきたいと思います。 宅地、格納庫に比べて道路側、面積が大きいんですけども、１５ページで見ていただくとわかりやすいんですけども、格納庫、北側に建てる部分が、元々ハウス２棟あって、もう少し作業場までかかってたんですけども、そこに２棟ありました。その部分が雪で壊れて、それで建てたいという申請みたいです。 作業場の南西の角（１５ページ配置図の点Ｋ５）のあたりに給水栓が元々あったんです、ここを水場で使ってたんですけども、春先の雨水等が流れてビートハウスに融雪水が入るということで、ここを一面作業場に砂利を敷いて東側に砂利の浸透柵を作って水対策をしていた、そういう現状があったために、今回、建物申請と一緒に作業場を農地から宅地に変えていただきたいという申請だと聞いています。 以上です。
議長	このことについて何か質問ありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	現地確認委員 １０番 真野委員 については今回欠席ということで、電話で特に問題はないということで聞いています。

	それでは番号２番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号２番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号２番は原案どおり可決決定されました。 以上で議案審議を終わります。 議案第２号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について、
	売買の番号１番について、事務局から説明願います。
事務局長	【議案第２号 売買番号１番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、売買の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決されました。 以上で議案の審議を終わります。 賃貸借の番号１番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第２号 賃貸借番号１番について朗読説明】
議長	それでは、賃貸借の番号１番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）

議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号 1 番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号 1 番は原案どおり可決されました。 以上で議案の審議を終わります。
事務局	次に、議案第 3 号 職権による登記地目変更願について、 番号 1 番について、事務局から説明願います。
議長	【議案第 3 号 番号 1 番について朗読説明】 ただいま事務局から説明がありました。 番号 1 番について現地確認委員の意見を求めます。 1 番 島次代理 何か補足などありませんか。
島次代理	ありません。
議長	8 番 小山委員 何か補足などありませんか。
小山委員	ありません。
議長	それでは番号 1 番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありますか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号 1 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ハイ」の声)
議長	それでは、番号 1 番は原案どおり可決決定しました。 以上で議案の審議を終わります。 次に日程 5 の協議事項に入ります。 協議事項 (1) その他について 令和 3 年度活動の点検・評価、令和 4 年度最適化活動の目標設定等の公表について、事務局より説明願います。
事務局長	別冊でお配りしました農業委員会の適正な事務実施という資料をご覧いただきたいと思います。

こちらについては平成27年法律改正以降、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他の事務の実施状況をインターネット等により公表することが法律で定められています。委員の皆様は令和3年度活動の点検・評価、令和4年度最適化活動の目標設定等について確認をいただいた後、村のホームページで公表したいと思います。

主なポイントについて説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。こちらについては令和3年度の活動の点検評価の内容となっております。

令和4年3月31日現在の内容となっております。

大きな1の1、農業の概要をご覧ください。こちら統計の資料となっております。

上段、耕地面積こちらについては「令和3年度作付統計調査」に基づきまして、7,110haを記載しております。前回は7,120haでしたので10ha減となっております。

その下、経営耕地面積は6,822ha。こちらの数字については2020農林業センサスの数値を記載しております。遊休農地はゼロ。その下、農地台帳面積については、7,030haとなっております。昨年より2ha(1.9ha)減っています。これは農地転用3件や現況証明14件により非農地化になった面積です。

その下、中段ですけれども、左側の農家戸数と真ん中の農業者数についても2020農林業センサスの数値を記載しております。

左側ですね、総農家数130となっております、少ないと思われると思いますが、こちらについては9ページで同じような内容出てきますので、こちらのほうでふれたいなと思っております。

農業者数については60日以上従事した方の人数ということで、389という統計数字を使っております。

右側ですね、産業課での数字です。認定農業者138(昨年同数)、その下認定新規就農者1となっております。

その下は、農業委員の内訳数となっております。

2 ページ目をご覧ください。

1 現状と課題 現状ですね、令和3年3月の状況となっております。集積面積6,359ha。89.44%の集積となっております。

2 令和3年度の目標及び実績ですけれども、昨年の今頃に目標を設定しまして、令和3年度当初の目標では10ha増の①6,369haで設定しています。②の集積実績では12.7ha増の6,371ha。これは、農地持ち非農家から担い手へ売買が3件があったため達成状況100%となっております。

3 目標達成に向けた活動では、あっせん委員会の開催状況を掲載しています。

3 ページについては新規参入のページになっておりまして、中札内については昨年はございませんでした。

4 ページですね、遊休農地についてもありませんでしたので、農地パトロールの内容を真ん中へんで記載しています。

5 ページ違反転用、こちらもございますでした。

6 ページ、こちらについては

1 農地法第3条の許可事務18件ございました。不許可なし、と。18件につきましては昨年と同じとなっております。

2 農地転用 4 件。昨年は 8 件でしたので、4 件ほど少なかった。

7 ページ、こちらについては、

3 農地所有適格法人からの報告内容となっています。

4 情報の提供ということでホームページに賃借料情報とか載せていますのでその内容を載せています。

8 ページ中段ですけども、総会の議事録公開していますとか、活動の点検、今お話ししています内容ですけど、そういったものをホームページで公開していますという内容になっています。

ここまでが昨年度の内容となっております、

9 ページが令和 4 年度最適化活動の目標の設定と。昨年と少し様式が変わっております。

令和 4 年 4 月 1 日現在です。

上段については先程と同じ農業委員さんの体制となっております。

2 農家・農地等の概要となっております、

総農家数 130、農業経営体数 144。

2020 農林業センサスから農業経営体数というのが新しく増えまして、130 と 144 の差は何かないかというときにですね、農地を持っていない豚屋さんとか牛屋さん、肉牛さんとかブロイラーさんとか、大体 14 ぐらいになるのでその数字かなと思っております。

あと真ん中と右側については先程と同じ。あと一番下の耕地面積については 7,110ha と先程と同じ数字を使っております。

10 ページご覧ください。

1 最適化活動の成果目標ということで、現状ですね、農地面積については 7,110ha、3 月 31 日までの集積面積については 6,371ha となっております。

その下②目標ですね、今年から目標年度を令和 2 年 3 月 26 日に策定しているんですけども、「農地等の利用最適化の推進に関する指針」というのを策定しています。その指針の目標の数字を使うようにという指示になっておりまして、目標年度はちょうど今年の、令和 4 年度となっています。ですので 1 段目と 3 段目ですね、農地集積の目標年度が令和 4 年度で、指針の目標 91.2% を使っています。

その下、3 段目ですね、今年度末の集積面積の右側、集積率も同じく 91.2% と指針の目標の数字を扱っています。

(2) 遊休農地、特にないのでゼロとなっています。

11 ページ

(3) 新規参入、こちら現状は難しいかなと思ってはいるところなんですけども、②の目標のところ権利移動面積、こちらについては実績を記入させていただいております。新規参入への貸付について農地所有者に同意を得た上で公表する農地面積ですね、こちらについては最初ゼロで入れていたんですけども、その下に「※目標面積は過去 3 年間の権利移動面積の平均 1 割以上を記入」となっているため、こちら 1 割を記入しています。

その下、大きな 2 最適化活動を行う日数

ここですね、ご相談も含めてなんですけども、ここについては月 1 日とさせてもらってます。先月、6 日以上はお願いいたしますとお話ししたところなんですけども、うちの集積率ですね 90% 前後ありますので、十分なのかなと思ってですね、私の方では 1 日とさせていただきます。

最適化活動については中立委員の 3 名を除いた 10 人とさせていただきます

	す。 (2) 活動強化月間の設定目標 こちらについては農地パトロールで3回以上を設定するように言われているため3回と入れております。 (3) 新規参入相談会への参加回数 1回以上と指示が来ているので農業担い手センターの活動を充てようかなと思っています。 今お話しした上で国からの指示が入ってきています。今年からですね、北海道農業会議のチェックも受けることになっています。ただ、総会後の修正をしたくなかったため、事前には見てもらってチェックを受けています。 以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
	はい、李さん。
李委員	集積率の目標があってそこから引っ張った感じですか。その指定された計算とかなんかそういうものがあるんですか。 今まで3年前のデータ見ると毎年5%ずつ集積できてれば今年の設定はこれね、みたいなやつあるんですか。
事務局長	当時、令和2年3月に策定した指針の目標数値ですね、それを単純に使っています。
李委員	それで言われた集積比率アップが簡単にできるんだったらもっと頑張ればもっとできるってなるじゃないですか。現実的に集積できる場所があってできるのか、無理やり作らなきゃ達成できないのか。
事務局長	10ページの②の目標のところですね、今年度の新規集積面積116となっています。これは単純に割り返したんですけども、116は難しいなと思っています。ただですね、ここに行かなくても達成率は100にはいかないんですけども98とか99とかになる予定です。面積から割り出すと。ですので、達成しなくても、先月お話しありましたけど交付金に絡むとか減らされるとか、そういう影響は出ないなと思っています。もし、影響出るんだったらその指針の見直しも必要かなとは思ったんですけども。
李委員	今出てる北海道は集積率、十勝は特に高いから、上がれば上がるほど達成は難しくなるじゃない。そんなに簡単に引っ張ってきたやつ採用しましたってことでいいのかなって思ったんです。
事務局長	僕も同じく思ったんですけど98とかになるので影響出ないかなということで判断しました。
議長	北海道農業会議が、国が、こういうふうにしなさいよって、とりあえず目標はこのペースで行ってくださいみたいな感じで。うちらは元々高いんですけど

	ど。 いいですか李さん。
李委員	大丈夫です。
議長	他、何かございますか。 なければ、令和３年度活動の点検・評価、及び令和４年度最適化活動の目標設定等について、この内容で決定して公表してよろしいでしょうか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それではこの内容で決定します。 その他 皆さんから何かございますか。
委員	（「ナシ」の声）
議長	それではないようですので、続いて、日程６（１）その他ですが （１）次の総会の日程について、事務局からお願いします。
事務局長	（１）次回の総会ですが、 ６月２７日（月）、午後１時３０分から、改善センター２階 をお願いいたします。なぜかといいますと、７月１０日ですね、参議院選挙を予定しておりまして、７月１０日までここは不在者投票の会場となります。ですので６月２７日は改善センターでお願いします。
議長	次回の総会は、６月２７日月曜日の午後１時３０分からということで、開催場所は、改善センターでお願いいたします。 （２）その他 事務局から何かありますか。
事務局	私から２点、ご連絡とご協力のお願いがございます。 １点目は農業者年金加入促進についてです。 ６月１日から６月１５日までの期間は農業者年金の加入促進月間となっております、お手元に農業者年金加入推進案内者一覧表を配布していますが、過去に訪問した方へは事務局にて加入案内およびパンフレットを送付いたします。今回対象の方が２名、その内１名が八田委員になるんですけども、封筒に粗品とパンフレットを入れてありますので、対象の方に案内をお願いいたします。また皆さんの方にクリアファイルに入っているにパンフレットなんですけど、今回書類を送付する際に同じものを入れてありますので、見てご一読願いたいと思います。 あとカラー刷りになっていますが、メリットばかりではない、農業者年金のデメリットということで、以前水崎委員から質問ありましたことを私の方で調べて、農業者年金基金にも確認をしたんですけども、出てくるものとしてはこ

	のようになってるかなということ。 掛け金の運用先を選べないということと、農業者年金基金はイデコにも国民年金基金にも加入できないということと、脱退することはできるけどそのときの一時金は支払われないということ、あと国庫補助を受けると掛け金の上限が2万円に制限されてしまうのもっとかけたいという人に対してはたくさんかけることができないということで制限されてしまう、この4点かなと思うので、見ていただきたいと思います。 2点目は、自家用自動車の公務使用手続きについてです。 自家用自動車の公務使用に関する規則に基づき、総会や各種研修会時での自家用車の公務使用における公務災害補償のため、本日、対象の方に公務使用承認登録（変更）申請書を2枚お配りしております。 前回提出していただいた車の車検もしくは任意保険の登録上、期限切れを迎えている方が対象です。 1枚目に全項目空欄の書類をお付けしております。 書類に必要事項を記載し、付箋に記載されている書類を提出してください。 また、もう1枚に前回登録していただいた車の情報を記載しておりますので記入する際、参考にさせていただきたいと思います。
事務局長	いいですか。
議長	はい。
事務局長	私から2点ございまして、毎年実施してますクールビズが今年も実施されます。6月から9月までです。ですので来月の総会はノーネクタイで構いません。 あと今回活動記録を出していただけてますけども、忘れた方は来月でも構いませんのでお願いしたいと思います。 以上です。
議長	その他 皆さんから何かありますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	それではないようですので、以上で第23回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 （「お疲れ様でした」の声） （14時10分閉会）